

○横手市建設工事等検査実施要領

平成17年10月1日

訓令第47号

改正 平成18年4月1日訓令第5号

平成23年11月1日訓令第17号

平成26年4月1日訓令第9号

(趣旨)

第1条 この訓令は、横手市契約規則（平成17年横手市規則第58号。以下「規則」という。）第60条から第68条までに定めるもののほか、建設工事又は建設コンサルタント等業務（以下「建設工事等」という。）の検査を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(検査の実施)

第2条 検査職員は、建設工事の完成の通知を受けたときは、通知のあった日を起算日として14日以内に完成検査を実施し、及び検査結果の通知を行わなければならない。

2 検査職員は、建設工事の部分払請求を受けたときは、請求を受けた日を起算日として14日以内に部分検査を実施し、及び検査結果の通知を行わなければならない。

3 検査職員は、建設コンサルタント等業務の完了の通知を受けたときは、通知のあった日を起算日として10日以内に検査を実施し、及び検査結果の通知を行わなければならない。

(検査の要領)

第3条 建設工事の検査は、原則として実測によるものとし、別表第1により行うものとする。

2 建設コンサルタント等業務の検査は、成果品によるものとし、設計の仕様等により行うものとする。

(検査区分)

第4条 規則第61条に規定する検査職員の検査担当区分は、次のとおりとする。

(1) 契約金額300万円以上の建設工事 規則第61条第1項第2号の検査事務を分掌する職員

(2) 契約金額300万円未満の建設工事 規則第61条第1項第1号の事業主管課の課長等

(3) 建設コンサルタント等業務 規則第61条第1項第1号の事業主管課の課長等

(検査要請等)

第5条 前条第1号の建設工事の検査を要するときは、当該建設工事を主管する課長等は、完成を確認の上、遅滞なく工事完成検査要求書（様式第1号。以下「検査要求書」という。）を規則第2条第3号の契約事務担当課長に提出するものとする。

2 前条第2号及び第3号の建設工事等の検査を要するときは、監督職員は、完成を確認の上、遅滞なく検査要求書を当該建設工事等を主管する課長等に提出するものとする。

3 中間検査は、完成後において出来形及び品質の適否を容易に確認し難い工事又は完成後において手直しが著しく困難と思われる重要構造物について実施するが、監督職員の実施する段階確認をもってこれに代えることができるものとする。

(検査手続等)

第6条 検査職員は、検査を行うときは、当該工事の施工に係る次に掲げる関係者に検査の対象、日時、場所その他必要な事項を連絡し、又は工事検査通知書(様式第2号)により通知し、立会いを求めるものとする。

- (1) 施工主体責任者
- (2) 工事請負責任者及び現場担当責任者
- (3) 工事監督職員

(検査に対する準備)

第7条 検査職員は、別表第2に掲げる検査上必要な機械器具、書類等を準備させるほか、検査現場に必要な措置を講じるようあらかじめ連絡し、又は通知するものとする。

(手直し等が必要な場合の措置)

第8条 検査職員は、検査の結果、手直し等が必要と認める場合は、指示書(様式第3号)により監督職員へ指示するものとする。

2 監督職員は、前項の手直し等が終了したときは、手直し工事完成報告書(様式第4号)を検査職員へ提出するものとする。

(検査の報告等)

第9条 検査職員は、検査が終了したときは、速やかに工事検査報告書(様式第5号)及び規則第67条に規定する検査調書を作成し、市長に報告しなければならない。この場合において、検査の結果、事業の遂行について改善を要するものと認めた事項に関し、意見を付すことができるものとする。

2 検査の結果については、当該建設工事等を主管とする課長等及び施工者に、様式第6号又は様式第7号により通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年11月1日訓令第17号)

この訓令は、平成23年11月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日訓令第9号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、第7条の規定による改正前の病気休暇の申請手続き等に関する運用方針様式第1号による用紙及び第8条の規定による改正前の横手市建設工事等検査実施要領様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1 (第3条関係)

工事検査の基準

(1) 基本事項

工種	検査実施内容	検査方法
一般共通 事項	1 延長の検査	起終点又は適宜抽出した各測点間について検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
	2 幅員、法長、法勾配、高さ及び深さの検査	各測点又は必要に応じ適宜抽出した測点について検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
	3 基準高、縦断、横断及び勾配の検査	(1) 基準高(工事施工基準高=B. M又は仮B. M高さ含む。)は、必要があると認めたとき検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。 (2) 縦断、横断及び勾配は、必要に応じて適宜検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
	4 平面線形	計画中心線を基準に各法線を見通し、特に曲線部取合せ法線を確認するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
	5 主要資材の検査	規格、品質、数量等を写真及び関係書類によるほか、その他必要に応じて検測又は試験により判定する。
	6 構造物の検査	(1) 長さ、幅、高さ、品質等を検測し、及び確認するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。 (2) コンクリート構造物の強度確認は段階確認資料及び施工管理資料によるほか、シュミットハンマーその他の方法で表面強度を確認するとともに、必要に応じてコア採取による圧縮強度試験又はコンクリートの充填程度等の水密性を注水試験によって確認する。 なお、重要構造物の鉄筋、鉄骨、PC鋼材等の配筋、配置等については、中間検査及び段階確認資料並びに施工管理資料による。
	7 埋設構造物の	埋設構造物は、中間検査及び段階確認資料並びに施工管理資料に

	検査	よる。
8	基礎工の検査	重要構造物の基礎工は、中間検査によるほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
9	建設副産物処理の検査	建設副産物は、必要があると認めたときは実地に確認するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
10	その他	特記仕様書にあるものは、それによる。

(2) 出来形検査

工種	項目	検査実施内容	検査基準
1	土工		
1-1	一般土工	基準高、断面及び延長	1 工事原則 3 箇所とした規模に応じ適宜検測する。
1-2	道路土工	基準高、幅員、法長及び延長	1-1 に準ずる。
1-3	河川土工	基準高（天端及び河床） 天端幅、河道幅、法長並びに延長	1-1 に準ずる。
2	基礎工		重要な構造物基礎以外は、段階確認資料及び
2-1	直接基礎	基準高、幅、長さ及び地層対比	施工管理資料によるほか、必要があると認めたときは、1 構造物について 1 箇所以上
2-2	ぐり石基礎等	基準高、幅、厚さ及び長さ	
2-3	既成杭基礎	基準高、中心間隔（偏心）及び杭頭処理	1 工事 3 箇所以上
3	矢板工 （／鋼矢板 ／コンクリート矢板等 ／）	基準高、長さ及び横方向（中心線のズレ）	
4	法覆工		
4-1	石積ブロック積（張）工	基準高、長さ、天端巾、厚さ（裏込）、法長及び法勾配	1-1 に準ずる。
4-2	連結ブロック	基準高、長さ、マット重	1-1 に準ずる。

	ク工	ね合せ長、鉄筋、溶接長及び径	
4-3	籠工及び枠工	長さ、幅、厚さ、網目、鉄線径及び延長	1-1に準ずる。
4-4	吹付工 (/コンクリート/モルタル/)	延長、法長及び厚さ	法長及び厚さ検測は、1工事3箇所以上
4-5	芝工 (/吹付/植生工/)	延長及び法長	1-1に準ずる。
4-6	厚層基材吹付工	延長、法長及び厚さ	1-1に準ずる。
5	コンクリート擁壁 (/護岸/堤防/)	基準高、幅、厚さ及び長さ	1-1に準ずる。
6	樋門 函渠、開渠等	基準高、幅、長さ、高さ及び延長	樋門は本体部、呑口及び吐口部は任意の部分 函渠、開渠は、同種構造物ごと任意の部分につき1箇所以上
7	根固工 (/護岸工/護床工等/)		
7-1	製作 据付	長さ、幅、厚さ 基準高、幅、厚さ及び延長	同種構造物については、1個以上 1-1に準ずる。 異形ブロック据付状況留意事項 ※1 (1) かみ合わせの良否 (2) 局所的な空白の有無 (3) 標準断面及び全体の外観 ※2 護床工の場合は、施工面積に応じて適宜検測する。
8	堰堤工	基準高、幅、厚さ、高さ、	同種構造物適宜検測

(／頭首工 ／床固工等 ／)		延長及び通水断面	各構造物につき 3 箇所以上
9 橋梁工			
9-1	下部工	基準高、幅、高さ、径間長、法線、斜度及び基礎工	径間長は各径間ごとに、その他は同種構造物ごとに 1 基以上
9-2	上部工（網橋）	（1）工場仮組立時、支間長、桁長、主桁、主構の中心間隔、通り、そり、鉛直度、高さ、主構の組立て等の橋梁形式により実施する。 （2）現場架設時、支間長、基準高、桁の中心間隔及びボルトの締め付け	工程ごとに検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
9-3	上部工（P・C橋／ポストテンション桁）	桁高、桁長、桁幅、（上・下）直線度、配筋、シーズ配置及び主桁コンクリートの強度	9-2 に準ずる。
9-4	上部工（床版）	基準高、配筋、幅、長さ及び長さ	基準高は、1 径間当たり 1 箇所以上とし、その他の確認は両端（支点上）及び中央部 1 箇所以上とする。 小径間の場合は、適宜検測する。
10 鋼材 塗装		塗装膜厚測定	橋梁桁断面については、1 工事 3 箇所以上とし、その他桁構造物については、塗装面積により適宜検測する。
11 路盤 工	下層 上層	基準高、幅、高さ、延長及び横断勾配	1-1 に準ずる。 厚さの検測は、中央左右千鳥とする。
12 表層 工（舗装）	基層 表層	基準高、幅、高さ、平坦性延長及び横断勾配	1-1 に準ずる。ただし、平坦性については、段階確認資料及び施工管理資料による。
13 下水			

道管渠			
1 3—1	開削工	延長、基準高及び中心線のズレ	1—1に準ずる。
1 3—2	推進工	延長、基準高及び中心線のズレ	1—1に準ずる。又は段階確認資料及び施工管理資料による。
1 4 水路工			
1 4—1	現場打コンクリート（大型フリームを含む。）	基準高、幅、高さ、厚さ及び延長	1 工事3箇所以上 1 0 スパンにつき1箇所、1 工事2箇所以上。延長は、点間距離を適宜検測するほか、段階確認資料及び施工管理資料による。
1 4—2	フリーム等（排水及びU字フリームを含む。）	基準高がある場合は、基準高規格寸法 延長	1 4—1に準ずる。 用水路ごとに、1, 0 0 0mにつき1箇所、1 工事2箇所以上 1 4—1に準ずる。
1 4—3	小用排水装工等	規格寸法及び延長	1 4—2に準ずる。
1 4—4	管水路（A）（幹支線）	基準高及び中心線のズレ 接合	1 工事3箇所以上 ジョイント間隔おおむね2 0 0mにつき1箇所1 工事2箇所以上確認するほか、段階確認資料及び施工管理資料による（原則として管径8 0 0mm以上は管内部とし、7 0 0mm以下は管外から観察確認する。）。
1 4—5	管水路（B）（小口径、集排、飲雑用水等）	延長 埋設深（又は基準高） 延長	1 4—1に準ずる。 管径5 0 0mm未満は2箇所以上、5 0 0mm以上は5 0 0mm増すごとに1箇所以上（集排の埋設深は、1 径間の上・下流端とする。） 延長は、起終点又は適宜抽出した測点間

(3) 品質検査

工種	項目	検査対象	検査実施内容	検査基準
1 共通				

1-1	構造物	適宜	構造物又は附属設備等の性能は設計図書及び仕様書と対比して適切か。	主に実際に操作の上検査する。
1-2	材料	同上	品質及び寸法は、設計図書と対比して適切か。	(1) 観察又は品質証明書により検査する。 (2) 必要に応じて実測し、又は試験する。
2	土工	(2) 出来形検査に準ずる。	1 土質岩質は、設計図書と一致しているか。 2 支持力又は密度は、設計図書及び仕様書と対比して適切か。	(1) 主に段階確認資料及び施工管理資料並びに観察（プルーフローリング試験）により検査する。 (2) 必要に応じて実測する。
2-1	土質又は岩質			
2-2	支持力又は密度			
3	路盤工	同上	1 路盤材料の合成粒度は、設計図書及び仕様書と対比して適切か。 2 支持力又は締固めの密度は、設計図書及び仕様書と対比して適切か。	段階確認資料及び施工管理資料並びに観察（プルーフローリング試験）のほか、支持力又は密度試験を実施する（同一路盤構成2箇所以上）。
3-1	合成粒度又は材質			
3-2	支持力又は密度			
4	セメントコンクリート工		コンクリートの強度は、設計図書及び仕様書等と対比して適切か。	(1) 段階確認資料及び施工管理資料並びに観察（豆板、表面の砂、エアール及び亀裂）により検査する。 (2) 表面強度を試験する（同一構造物3箇所以上、又は1工事3箇所以上）。 (3) 必要に応じて抜き取りコアを試験する（同一構造物3本以上）。
4-1	コンクリートの強度			
4-2	コンクリート水密性	(別紙) コンクリート注水検査基準による。	コンクリートが均一に施工されているか。	必要に応じてさく孔し、注水試験による検査をする。
5	アスフ	(2) 出来	アスファルト使用量、骨材	(1) 主に既に採取されたコ

アルト及びコンクリート工		形検査基準に準ずる。	粒度、密度及び打設温度は、設計図書及び仕様書と対比して適切か。	アー及び検査時採取したコアを観察するほか、段階確認資料及び施工管理資料により検査する。 (2) 必要に応じ試験する(同一舗装3本以上)。
5-1	アスファルト使用量			
5-2	骨材粒度			
5-3	密度			
5-4	打設温度			
6 基礎工		適宜		
6-1	支持力		1 支持力は設計図書及び仕様書と対比して適切か。	(1) 主に段階確認資料及び施工管理資料並びに観察により検査する。
6-2	上部構造物との関係		2 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	(2) 必要に応じ試験する。
7 法覆芝工及び植生工(吹付)	発芽状況	適宜	被覆土質、芝の規格品質、種子吹付けの配合、品質等は設計図書及び仕様書と対比して適切か。	段階確認資料及び施工管理資料並びに観察により検査する。
8 コンクリート二次製品		(2) 出来形検査基準に準ずる。	規格寸法、品質、仕上面、とおおり、すり付け等は適切か。	(1) 設計使用承認、JIS規格、カタログ及び社内規格値との照合のほか観察により確認する。 (2) 必要に応じ検測し、又は試験する。
8-1	規格寸法			
8-2	布設状況			
(注) この基準により難しい場合は、適宜決定して実施する。				

(別紙) コンクリート注水検査基準

工種	検査基準	検査方法
石積工、コンクリートブロック積工等	必要に応じ実施する。	天端にさく孔し、注水試験を行い、胴コンの充填程度及び水密性を検査する(さく孔深は、天端では1.0m以上とする。)
その他コンクリート構造物	必要に応じ実施する。	さく孔し、注水を行いコンクリートの充填程度及び水密性を確認する(さく孔は、おおむね1.0m以上とする。)

(4) 建築工事検査

工種	項目	検査実施内容	検査方法	検査資料等
----	----	--------	------	-------

1	一般共通事項				
1-1	一般事項	<p>1 設計図書に基づく工事全般</p> <p>2 現場の納り、取合い等</p> <p>3 発生材の処理方法</p>	<p>(1) 図面及び仕様書（特記仕様書を含む。）を照合</p> <p>(2) 設計変更（有無）は適切に行われているかを確認する。</p> <p>(3) 打合せは適切に行われているかを確認する。</p>	<p>設計図書</p> <p>変更設計図書</p> <p>発生材調書</p> <p>打合せ議事録</p>	
1-2	工事現場管理			<p>現場代理人</p> <p>主任技術者</p> <p>届施工体制台帳</p>	
1-3	工程表、施工計画書その他	<p>実施工程表及び施工計画書は適切か。</p>	<p>実施工程表及び施工計画書による。</p>	<p>実施工程表</p> <p>施工計画書</p>	
1-4	材料	<p>1 材料の品質等は適正か。</p> <p>2 材料は、設計図書に定められた条件に適合するか。</p>	<p>(1) 規格品については、規格証明書による。</p> <p>(2) 規格品によらないものについては、品質証明書又は材料検査、試験成績表による。</p>	<p>材料選定報告書</p> <p>材料搬入報告書</p> <p>検査試験報告書</p>	
1-5	施工	<p>1 施工管理は適切か。</p> <p>2 施工の一工程は、設計図書に定められた条件に適合するか。</p>	<p>施工の検査（抽出検査等）記録によるほか、検測等により確認する。</p>	<p>施工報告書等</p> <p>施工業者選定報告書</p>	
1-6	記録	<p>1 記録等の整備</p> <p>2 完成図等の整備</p>	<p>(1) 記録等により、工事の全般的な経過を確認する。</p> <p>(2) 完成図等と照合し、工事の完成を確認する。</p>	<p>週報（月報）</p> <p>工事写真</p> <p>竣工図</p> <p>完成図書</p>	
1-7	中間検	<p>1 工事の完成後では検査</p>	<p>中間検査により、適正な</p>	<p>検査要求書</p>	

	査	<p>が著しく困難であるものについて確認</p> <p>2 工事の完成後では手直しが著しく困難であるものについて確認</p>	<p>施工を確認する。又は、段階確認資料及び施行管理資料により確認する。</p>	<p>工事写真 自主検査等</p>
2	仮設工事			
2-1	縄はり、やりかた、足場その他	<p>1 ベンチマークの確認</p> <p>2 やりかたの確認</p>	<p>必要あると認めたときに検測する。</p>	
2-2	仮設物撤去その他	<p>仮設物撤去その他確認</p>	<p>完成検査時撤去後及び付近の清掃、地均し等の状態を確認する。</p>	<p>工事写真</p>
3	土工事	<p>根切り及び埋戻し</p> <p>1 埋戻し及び盛土の種別</p> <p>2 残土処分は適切か。</p>	<p>(1) 種別による締固め状態を確認する。</p> <p>(2) 残土処理は、必要があると認めたときは実地に確認する。</p>	<p>工事写真 施工業者選定報告書</p>
4	地業工事			
4-1	既製コンクリート杭地業	<p>1 杭の種別、許容強度及び支持力</p> <p>2 杭打ち工法、継手及び杭頭の処理</p>	<p>(1) 専門業者の仕様によるほか、杭打ち工事報告書により確認する。</p> <p>(2) 杭打ち試験報告書により確認する。</p>	<p>施工計画書 施工業者選定報告書 材料選定報告書 書材料搬入報告書</p>
4-2	鋼杭地業	<p>3 施工精度、打込深さ(長さ)心ずれに対する措置</p>		<p>施工報告書 検査試験報告書</p>
4-3	場所打ちコンクリート杭地業	<p>4 試験杭の位置</p> <p>5 設計支持力</p> <p>6 打込状況</p> <p>7 支持力の算定</p>		<p>工事写真</p>
4-4	ピア地			

4-5	業 杭打ち 試験			
4-6	割り石 地業	材料及び工法は適切か。	必要があると認めるときに標固め、厚さ等を検測する。	工事写真 材料選定報告書 材料搬入報告書
4-7	砂利地 業			
4-8	捨コン クリー ト地業			
5 鉄筋工 事				
5-1	材料	異形鉄筋、丸鋼の種別、品質、径等は適正か。	(1) 規格品については、規格証明書による。 (2) 規格品によらないものについては、品質保証書又は材料試験成績書による。	材料選定報告書 材料搬入報告書 検査試験報告書
5-2	加工及 び組立 て	加工及び組立て状態は適切か（鉄筋工事については要求による中間検査をする。）。	設計図書に基づき検測する。又は、段階確認資料及び施工管理による。	施工計画書 施工業者選定報告書 工事写真
5-3	ガス圧 接	圧接部の強度及び施工状態は適切か。	抜取り試験成績書によるほか、外観の検査をする。	施工業者選定報告書 検査試験報告書 工事写真
6 コンク リート工 事				
6-1	コンク リートの 材料	1 コンクリートの種類 2 骨材の種類及び品質 3 混和材料（混和剤及び混和材）	(1) 設計基準強度を確認する。 (2) レディミクストコンクリートの種類を確認する。	施工計画書 施工業者選定報告書 材料選定報告書 材料搬入報告書

6-2	品質管理	コンクリートの強度の確認	品質管理資料によるほか、打込状況を確認する。	検査試験報告書 工事写真
6-3	型わく	支柱の盛替え、取外し等は適切か。	必要があると認めたと き、せき板、支柱の存地期間を確認する。	施工計画書 業者選定報告書
7 鉄骨工 事				
7-1	材料	材質、品質、形状及び寸法は適正か。	(1) 規格品については、規格証明書による。 (2) 規格品によらないものについては、品質証明書又は材料試験成績書による。 (3) 製作所の社内規によるものについては、品質保証による。	材料選定報告書 材料搬入報告書
7-2	高力ボルト接合	1 組立及び締付けの状態は適切か。 2 溶接の適用範囲による。	(1) 元締め完了後の締付け検査記録によるほか、外観の検査をする。	検査試験報告書
7-3	溶接接合		(2) 溶接完了後の検査成績書による。	検査試験報告書 工事写真
7-4	塗装	1 さび止め塗装及び塗装の状態	(1) さび止め塗料の種別により、外観の検査をする。	施工計画書 業者選定報告書
7-5	耐火被覆	2 耐火被覆材の種別及び所要性能は適切か。	(2) 種別及び所要性能により、外観の検査をする。	材料選定報告書
7-6	アンカーボルト	3 ボルトの保持及び埋込は適切か。 4 建方及び建入は適切か。 (鉄骨工事については、要請による中間検査をする。)	(3) 耐火構造の表示方法による、指定マークを確認する。 (4) ナット及び座金による締付け状態を確認する。	

			(5) 建入検査記録によるほか、主要な部分を検測する。又は、段階確認資料及び施工管理資料による。	
8	ブロック及びALCパネル工事			
8-1	補強コンクリートブロック積み	材料の材質、品質、形状、寸法及び施工状況は適切か。	(1) 規格品については、企画証明書による。	材料選定報告書
8-2	れんが及び坑火石積み		(2) 規格品によらないものについては、品質証明書又は材料試験成績書による。	材料選定報告書 検査・試験報告書
8-3	プレキャストコンクリートALCパネル		(3) 施工状況を工事写真などで確認する。	施工計画書 業者選定報告書 工事写真
9	防水工事			
9-1	アスファルト	防水層の種別により材料及び工法を確認する。	(1) 施工の検査資料による。	施工業者選定報告書
9-2	防水合成高分子ルーフィング防水		(2) 製造所の仕様による。	材料選定報告書 材料搬入報告書 工事写真

9-3	塗膜防水			
9-4	シーリング	<ol style="list-style-type: none"> 1 材料の種別、耐久性及び材種の確認 2 工法は適切か。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 外部に面する部位について施工状態を確認する。 (2) 接着性試験成績書による。 	<p>材料選定報告書 検査・試験報告書</p>
10	石工事	<ol style="list-style-type: none"> 1 材料 2 仕上げの種類 3 下地ごしらは適切か。 4 工法は適切か。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 材料は、見本品により確認する。 (2) 施工状況を工事写真などで確認する。 (3) 外観の検査をする。 	<p>業者選定報告書 材料選定報告書 材料搬入報告書 工事写真</p>
11	タイル工事			
11-1	タイル張り	<ol style="list-style-type: none"> 1 材料及び工法は適切か。 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 検査及び試験の記録によるほかは、外観の検査をする。 	<p>業者選定報告書 材料選定報告書 材料搬入報告書</p>
11-2	タイル型枠先付け	<ol style="list-style-type: none"> 2 タイル型枠先付けの種類 3 材料及び工法は適切か。 4 接着力 	<ol style="list-style-type: none"> (2) 伸縮目地の寸法及び施工状態を確認する。 	<p>工事写真</p>
12	木工事			
12-1	木材	<ol style="list-style-type: none"> 1 木材の含水率 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 木材の含水率試験による。 	<p>施工業者選定報告書</p>
12-2	工法	<ol style="list-style-type: none"> 2 木材の材質及び樹種 3 主要な木材の断面寸法 4 表面仕上げ 5 継手及び仕口 6 諸金物 7 防腐処理など 8 設計条件に適合するか。 <p>(木造建設物について</p>	<ol style="list-style-type: none"> (2) 規格品については、マークの確認をする。 (3) 規格品によらないものについては、監督員の承諾を受けたものによる。 (4) 断面寸法を検測する。 (5) 表面仕上げの状態は、 	<p>材料選定報告書 材料搬入報告書 検査・試験報告書</p>

		は、建方完了時要請による中間検査をする。)	<p>外観を検査する。</p> <p>(6) 継手及び仕口の施工状態は、外観を検査する。</p> <p>(7) 諸金物による締附状態を確認する。</p> <p>(8) 防腐処理などの処理状況及び材料を確認する。</p> <p>(9) 段階確認資料及び施工管理資料による。</p>	<p>工事写真</p> <p>材料選定報告書</p>
1 3 屋根及びとい工事		材料及び工法の確認	<p>(1) 規格品については、マークの表示又は規格証明書による。</p> <p>(2) 工法などの確認は設計図書によるほか、専門業者の仕様により確認する。</p>	<p>施工計画書</p> <p>施工業者選定報告書</p> <p>材料選定報告書</p> <p>材料搬入報告書</p> <p>工事写真</p>
1 3-1	長尺亜鉛鉄板ぶき			
1 3-2	折版ぶき			
1 3-3	波型石綿シートぶき			
1 3-4	とい			
1 4 金属工事	金属製品の製作及び取付け	<p>1 金属製品の材質、寸法、表面処理等は適切か。</p> <p>2 取付施工状態</p>	<p>(1) 製品の種別により検測及び外観の検査をする。</p> <p>(2) 取付施工状況を工事写真などで確認する。</p>	<p>材料選定報告書</p> <p>材料搬入報告書</p> <p>検査・試験報告書</p> <p>工事写真</p>
1 5 左官工事	下地処理及び材料種別ごとの仕上	<p>1 下地処理状況</p> <p>2 材料の調合及び塗り厚は適切か。</p> <p>3 仕上げの種別ごとの仕上り状態</p>	<p>(1) 下地処理状況は工事写真等で確認する。</p> <p>(2) 種別ごと施工箇所別に外観検査をする。</p> <p>(3) 調合及び塗り厚は、</p>	<p>施工業者選定報告書</p> <p>材料選定報告書</p> <p>材料搬入報告書</p>

	げ	4 吹付けロックウールの配合及び密度は適切か。	製造所の仕様、見本品等によるほか、施工箇所別に外観の検査をする。	
16 建具 工事	建具の取付並びに性能及び機能	1 建具の取付状況 2 建具の性能及び機能 3 建具用金物の機能及びガラスの区分は設計図書と照合するか。	(1) 現場組立及び取付状況を工事写真などで確認する。 (2) 取付調整後、箇所別に開閉機能及び締まりを確認する。 (3) 建具金物の機能及びガラスの区分は、設計図書と照合する。	施工業者選定報告書 材料選定報告書 材料搬入報告書
17 塗装 工事	素地こしらえ及び塗料種別ごとの仕上げ	素地ごしらえ状況塗料種別ごとの塗り工法（工程、種別、塗料、規格及び塗付量）は適切か。	(1) 工事写真等で確認する。 (2) 種別ごと施工箇所別に外観の検査をする。 (3) 塗料の塗付量及び仕上りは、見本塗板によるほか、施工箇所別に外観の検査をする。 (4) 防火材料の指定がある場合は、評定表示を確認する。	工事写真 施工業者選定報告書 材料選定報告書 材料搬入報告書 検査・試験報告書
18 内装 工事	材料種別ごと及び施工部位別仕上げ	1 材料の材質、品質、形状、寸法等は適切か。 2 施工状況及び仕上り状態 3 仕上げの下地は適切か。	(1) 規格品については、規格証明書による。 (2) 規格品によらないものについては、品質証明書又は材料試験成績書による。 (3) 施工状況を工事写真等で確認し、仕上がり状態は部位別に外観の検査をする。	施工業者選定報告書 材料選定報告書 材料搬入報告書 検査・試験報告書 工事写真

			<p>(4) 防火材料の認定表示を確認する。</p> <p>(5) 防災性能を有するものについては、その認定表示を確認する。</p>	
19 舗装 工事(構内の舗装)				
19-1 路床	1 材料及び工法		(1) 路床土の支持力比	施工業者選定報告書
19-2 路盤	2 支持力比及び締固め度		(CBR) 試験資料による。	材料選定報告書
19-3 舗装	3 舗装種別ごとの材料、		(2) 締固め度の検査資料	材料搬入報告書
19-4 その他	配合及び工法は適切か。		による。	工事写真
	4 施工範囲は適切か。		(3) 製造所の品質証明書及び実施配合資料による。	
			(4) 切取り検査及び抽出試験成績書によるほか、一部測定する。	
			(5) 施工範囲を設計図書と照合確認する。	
20 排水 工事	排水工 事	材料、工法及び排水機能は適切か。	(1) 規格証明書による。	施工業者選定報告書
			(2) 土中配管の施行状況は、工事写真により確認する。	材料選定報告書 材料搬入報告書
			(3) 通水試験をする。	
21 植栽 工事	植栽そ の他	材料、工法及び(植栽等)は適切か。	(1) 樹木の高さ、葉張(枝葉)、幹回りなどを検測するほか、外観の検査をする。	施工業者選定報告書 材料選定報告書 材料搬入報告書
			(2) 植付け等の施工状況は、工事写真による。	
22 雑工 事	材料別、 工種別、	1 材料の材質、品質、形状、寸法等、決められた	(1) 規格品については、規格証明書による。	材料選定報告書 材料搬入報告書

取付工 法及び 仕上り	条件に適合するか。 2 工種別工法を確認し、 施工は適切か。	(2) 規格品によらないものについては、品質証明書などによる。 (3) 施工（加工）取付状態を設計図書と照合確認する。 (4) カーテン等は、防火性能の認定表示を確認する。
-------------------	--------------------------------------	--

(5) 建築設備工事検査

工種	項目	検査実施内容	検査基準
1 一般共通事項	建築工事検査に準ずる。	1 監督員の指示による、現場のおさまり等による、設計変更に至らぬ軽微な変更事項の確認 2 設計図書と請負人使用資材、機器との照合確認	
1-2～ 1-7}			
1-8	既試験事項の確認	1 中間検査及び施工中における水圧試験、気密試験、絶縁抵抗、試験等のデータ及び写真の確認 2 官公署検査、民間委託による検査及び試験機関による機器などの検査済証、試験成績書等の確認	
2 仮設工事		1 必要があると認めるときは、検測等で確認 2 撤去並びに跡地付近の清掃及び地均し	
3 機械設備工事	機器等の取付状況	1 設計図書に示す機器及び資材の形式、性能、寸法、数量等の確認 2 機器の外観、構造及び取付支持接続の状態の確認 3 通水及び通気を行い、各器具の流量調節、漏水等の有無及び器具を操作し、そ	施工業者選定報告書 材料選定報告書 検査・試験報告書 機器完成図により適宜確認のこと。

4 電気設備工事	機器等の取付状態	の機能を確認	施工業者選定報告書 材料選定報告書 検査・試験報告書により適宜確認のこと。
		4 器具を運転し、その性能、動作等の状況を確認	
		1 設計図書に示す機器及び資材の形式、性能、寸法、数量等の確認	
		2 機器の外観及び構造並びに取付支持接続の状態の確認、取付位置の検測及び保守点検上支障なしかの確認	
		3 通電し、切換装置を操作し、点灯等を行い、器具の良否を確認	
		4 器具を運転し、その性能、動作等の状況を確認	

別表第2 (第7条関係)

検査上必要な機器、用具等

1 工事検査のため準備する機器・用具

番号	機器用具名
1	レベル
2	トランシット
3	箱尺
4	ポール
5	ピンポール
6	テープ (スチールテープ)
7	コンベックス
8	リボンロッド
9	標尺
10	点検ミラー
11	スコップ
12	ツルハシ
13	ハンマー・タガネ
14	スラントルール
15	シュミットハンマー
16	コア採取機
17	ノギス

18	コンプレッサー (ホース・ロッド)
19	削岩機
20	黒板 (チョーク・マジック)
21	写真機 (フィルム白黒・カラー)
22	足場・はしご
23	トルクレンチ
24	検査用鉄棒 (L=1.0mΦ13mm目盛付)
25	ボール
26	バケツ・ヤカン
27	標準フルイー式
28	点検ハンマー (中) 又はピッケル
29	水糸
30	スプレーペンキ (赤・黄)
31	ロープ (30m)
32	照明器具 (特に明るいもの)
33	下げ振り
34	水圧試験器
35	圧力計
36	回転計
37	ガス漏えい検知器
38	接地抵抗計
39	絶縁抵抗計
40	回路計
41	火災報知機用試験器
42	検圧計
43	塗膜圧測定機
44	3mプロフィロメーター
45	交通規制用具 (旗2本・バリケード・笛)
46	光波測定器
47	隙間ゲージ
48	傾斜計
49	タイヤローラー
50	各種試験器具

※

- 1 検査工種により適宜準備する。
- 2 その他検査職員の指示するもの。

2 工事関係書類

番号	書類名	あて先	提出期日	備考
1	工事完成検査要求書	契約検査課長	完成時	主管課長等から
2	起工伺（設計書）			
3	契約書			
4	請負代金内訳書	契約担当者	必要のとき	
5	工程表	契約担当者	契約締結後 10 日以内	
6	工事着手届	契約担当者	契約締結後 10 日以内	
7	現場代理人及び主任技術者	契約担当者	着工時及び変更時	
8	施工体制台帳	契約担当者	着工時	下請負契約金額土木工事 3, 0 0 0 万円以上 建築工事 4, 5 0 0 万円以上
9	労働保険加入済証	契約担当者	着工時	
1 0	建設労災補償共済制度加入証明書	契約担当者	着工時	
1 1	建設業退職金共済制度掛金収納書	契約担当者	着工時	
1 2	施工計画書（変更含）	主任監督員	着工前及び必要の都度	
1 3	使用資材の提出（変更含）	主任監督員	使用前	
1 4	材料選定報告書（変更含）	主任監督員	使用前	建築工事
1 5	下請負届	契約担当者	請け負わせたとき	
1 6	施工業者選定報告書	主任監督員	必要のとき	建築工事
1 7	工事打合せ簿		必要のとき	
1 8	工事履行報告書	主任監督員	当該月の翌月	

			5日まで	
19	工事の延長の申出	契約担当者		
20	変更起工伺（変更設計書）			
21	変更契約書			
22	部分使用の承諾書	契約担当者	求めるとき	
23	段階確認書	主任監督員	確認時	
24	完成届	契約担当者	完成時	
25	材料搬入報告書	主任監督員	完成時	搬入後、建築工事
26	出来形管理図表	主任監督員	完成時	
27	品質管理図表	主任監督員	完成時	
28	工事写真帳	主任監督員	完成時	
29	材料の規格強度試験書	主任監督員	完成時	
30	検査・試験報告書	主任監督員	検査試験後	建築工事
31	工事進捗月報	主任監督員	求めるとき	建築工事
32	竣工図		完成時	建築工事
33	完成図書		完成時	建築工事（主要資材メーカーリスト）
	完成図書		完成時	建築工事（機器完成図）
	完成図書		完成時	建築工事（機器試験成績表）
	完成図書		完成時	建築工事（機器取扱説明書）
	完成図書		完成時	建築工事（保証書）
34	消防用設備等設置届出書 （副）		完成時	建築工事
35	各種品質管理資料	主任監督員	完成時	セメントコンクリート・レディミクストコンクリート・アスファルト混合物
36	施工管理関係管理図表等	主任監督員	完成時	土の含水比試験・突固めによる土の締固め試験・CBR試験等
37	出来形図	主任監督員	完成時	必要のとき

※ その他設計書、契約事項、仕様書、現場説明書、質問回答書及び施工計画書で定めた必要な書類（参考資料を含む。）

様式第1号(第5条関係)

決裁区分	課	長	係	長	担	当			
							No. _____		
							年	月	日
様							課名		
							職・氏名	㊟	
<u>工 事 完 成 検 査 要 求 書</u>									
年 月 日 付け完成届が提出されたので、完成							検		
査を要求いたします。									
記									
工 事 番 号				第				号	
工 事 名									
工 事 場 所									
当 初 契 約 金 額				¥					
変 更 契 約 金 額				¥					
請 負 人									
契 約 年 月 日				年		月		日	
変 更 契 約 年 月 日				年		月		日	
当 初 完 成 年 月 日				年		月		日	
変 更 完 成 年 月 日				年		月		日	
完 成 届 出 年 月 日				年		月		日	
工 事 担 当 者				課		係 職 氏 名		(TEL)	
そ の 他				添付書類		契約書写、完成届写			

注) 変更契約金額、変更契約年月日は必要に応じて2段書きとする。

年 月 日

様

契約担当課名
職・氏名



工 事 検 査 通 知 書

要求のあった工事について、下記のとおり
検査を実施します。

記

工事番号_____

工 事 名 _____

検査職員_____

検査要求受付月日 年 月 日

検 査	年	月	日
	午前・午後	時	分

様式第3号(第8条第1項関係)

指 示 書			
年度・事業名	年度 事業	契約年月日	年 月 日
工 事 名		着工年月日	年 月 日
工 事 場 所		完成(予定)年月日	年 月 日
<p>検査の結果下記のとおり指示します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">検査職員 職氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center;">様</p>			
<p>指示事項</p>			

様式第4号(第8条第2項関係)

手 直 し 工 事 完 成 報 告 書			
年度・事業名	年度 事業	請負人又は事業主体	
工 事 名		検査職員氏名	
工 事 場 所		検査年月日	年 月 日
指 示 事 項			
手直し着手年月日	自 年 月 日	手直し工事	年 月 日
手直し完成年月日	至 年 月 日	検査月日	
<p>月 日の検査で指示のあった事項については、手直し工事が完成したので、関係書類を添付して報告します。</p>			
検査職員	職氏名 様	①	

様式第5号(第9条第1項関係)
(その1)

工 事 検 査 報 告 書

年 月 日

横手市長 様

検査職員所属

.....職・氏名.....

検査の結果次のとおり報告します。

検査年月日 年 月 日

検査区分(完成・中間・部分)

年 度	年度	契 約 金 額	¥	
事 業 名		請 負 人		
工 事 名 (工事番号)				
工事場所		立 会 人		
契約年月日				
工 期	着工年月日			年 月 日
	完成年月日			年 月 日
実施完成年月日	年 月 日			
そ の 他		検 査 結 果		

様式第6号(第9条第2項関係)

年 月 日	
様	
契約担当課名 職・氏名	
印	
工事完成検査について(報告)	
年 月 日付け、要求のあった標記の件について次のとおり報告します。	
記	
事 業 名	
工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	
立会者・職・氏名	
検 査 年 月 日	年 月 日
検査職員・職・氏名	
検 査 の 結 果	別添調書のとおり。

注)部分検査のときは「完成」を「部分」と表記する。

様式第7号(第9条第2項関係)

第 号
年 月 日

様

横手市長



工事検査の結果について

年 月 日 付け完成届のあった下記工事の検査の結果を通知します。

記

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	
契 約 金 額	¥
検 査 年 月 日	年 月 日
立会者・職・氏名	
検 査 結 果	現地確認したところ出来形支障ないものと認め合格とします。 検査職員 職氏名 